

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 試験研究費に対する税額控除

Q : 今年の改正で、試験研究費に対する税額控除の取扱いが改正されたと聞きました。どのようなになったのですか？

A : 試験研究費の総額に対して一定割合で税額控除を認める制度が新設されました。

【解説】

今年に改正された試験研究費に関する税額控除の取扱いは次のとおりです。

① 従来からある税額控除

これまでからある税額控除は、平成18年3月31日まで、適用期間が延長されました。

② 新設された税額控除

各事業年度に支出した試験研究費の額の総額に対して、一定の割合で税額控除を認める制度が新設されました。

一定の割合は、当期を含む4年間の平均売上高に対する試験研究費の総額の割合（試験研究費割合）に応じて次のように定められています。

イ. 試験研究費割合が10%以上の場合

10% (12%)

ロ. 試験研究費割合が10%未満の場合

8% (10%) + 試験研究費割合 × 2%

※ () は3年間の時限措置です。

なお、①と②は選択適用となっており、当期の法人税額の20%相当額が限度とされています。

